

株 主 各 位

姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

山陽特殊製鋼株式會社

代表取締役社長 藤 原 信 義

第98回定時株主總會招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第98回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時までにご到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 姫路市飾磨区中島字一文字3007番地 当社講堂
3. 會議の目的事項
報告事項
 1. 第98期(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役13名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主總會参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sanyo-steel.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成21年 4月 1日)
至 平成22年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済につきましては、前連結会計年度半ばに生じた米国の金融問題に端を発する世界同時不況の影響により、上期は、内外需要の急減に在庫調整が加わり、生産水準の急落や企業収益の悪化、あるいは設備投資の減少など、誠に厳しい状況で推移いたしました。下期以降、各種経済対策の効果、アジアを中心とする海外経済の改善などにより、ようやく需要・生産とも持ち直してまいりましたものの、中国・インドをはじめとするアジア諸国や米国などくらべ、わが国経済の回復は力強さに欠け、先行きは依然として不透明な状況にあります。

特殊鋼業界につきましては、主要需要業界のうち、自動車業界におきましては、エコカー減税等の好影響もあり、上期の半ばより、需要・生産が回復に転じました。一方、産業機械、建設機械業界におきましては、下期に至りようやく回復の兆しを見せましたものの、設備投資の低迷により、依然として比較的低位の生産水準にあります。総じて年度全体では、需要・生産が低い水準で推移したことから、特殊鋼熱間圧延鋼材の生産は、前連結会計年度を下回る水準となりました。

このような中、当社グループの売上高につきましては、販売数量の減少や鉄スクラップ価格の変動に伴う販売価格調整により、前連結会計年度比672億18百万円減の955億16百万円となりました。利益面につきましては、コストダウンの実施や経済状況全般の改善もあって、四半期を追うごとに回復を見せ、第3四半期以降は黒字に転じたものの、年度を通じての経常損益は36億32百万円の損失（前連結会計年度は47億99百万円の利益）となりました。当期純損益につきましては、25億84百万円の損失（前連結会計年度比15億61百万円増）となりました。

事業セグメント別の売上高および営業利益の状況は、次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

鋼材事業

前連結会計年度の秋口以降、急激に落ち込んだ需要は、当連結会計年度の半ば以降、ようやく回復の兆しがみられましたものの、年度全

体を通じて低い水準で推移いたしました。これによる販売数量の減少等により、売上高は918億98百万円（前連結会計年度比633億31百万円減）となりました。営業損益につきましては、コストダウンの実施に注力したものの、販売数量の減少などにより31億97百万円の損失（前連結会計年度は49億62百万円の利益）となりました。

素形材事業

鋼材事業と同様、販売数量の減少などにより、売上高は109億69百万円（前連結会計年度比46億72百万円減）となりました。営業損益につきましては、販売数量の減少などにより7億45百万円の損失（前連結会計年度は53百万円の利益）となりました。

その他事業

子会社を通じて、情報処理サービスを行っており、売上高は9億24百万円（前連結会計年度比13億16百万円減）、営業利益は29百万円（前連結会計年度比37百万円減）となりました。

事業セグメント	売上高	営業利益
鋼材事業	918億98百万円	△ 31億97百万円
素形材事業	109億69百万円	△ 7億45百万円
その他事業	9億24百万円	29百万円
セグメント間の内部売上高等を消去	△ 82億76百万円	△ 32百万円
連結	955億16百万円	△ 39億46百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、生産能力増強、効率的な生産体制の構築、環境保全の推進および既存設備の更新などを目的として、総額127億21百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、自己資金および借入金で賄いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、中国・インドを中心とする新興国の経済成長等により、若干の跛行を伴いつつも、徐々に回復に向かうものと考えられます。しかしながら、当面の間は、实体经济の水準そのものは低いレベルで留まるものと考えざるを得ず、特殊鋼の需要水準につきましても、従前の水準までの回復には時間を要す

るものと考えられます。加えて新興国での原料需要はスクラップ価格等の上昇を招きつつあり、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くと思われま

す。こうした中、当社グループとしては、需要家ニーズへの的確な対応や、非価格競争力の強化に向けた取り組みに、より一層注力することによって、こうした状況下でも堅調な分野の需要を確実に捕捉するとともに、コストダウンの更なる徹底等の内部努力や、鉄スクラップサーチャージ制度の拡充、確立など、高品質の特殊鋼を適切に供給出来る事業体制の構築をグループの総力を挙げて推進し、企業価値の増大を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、以上の事情をよろしくご賢察のうえ、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	平成18年度 第95期	平成19年度 第96期	平成20年度 第97期	平成21年度 第98期(当連結会計年度)
売上高(百万円)	142,375	168,422	162,734	95,516
経常利益(百万円)	17,946	12,980	4,799	△ 3,632
当期純利益(百万円)	8,664	7,232	△ 1,022	△ 2,584
1株当たり 当期純利益 (円)	53.55	44.34	△ 6.32	△ 16.01
総資産(百万円)	152,709	157,488	147,778	159,732
純資産(百万円)	89,568	92,458	87,027	86,414

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
 4. 当社は、第95期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
陽鋼物産株式会社	80 ^{百万円}	100.00%	特殊鋼製品、製鋼原料、諸資材などの売買
サントク精研株式会社	50	55.00	特殊鋼製品の加工・販売
山特工業株式会社	80	100.00	特殊鋼の加工、機械設備のメンテナンス
サントクテック株式会社	80	100.00	特殊鋼製品の加工(素形材関係)
サントクコンピュータサービス株式会社	20	100.00	情報システム構築・運用・コンサルティング
SKJ Metal Industries Co., Ltd.	145,001 ^{千タイバーツ}	83.07	特殊鋼製品の加工・販売
P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA	9,008,000 ^{千インドネシアルピア}	99.50	特殊鋼製品の加工・販売
SANYO SPECIAL STEEL U. S. A., INC.	6,800 ^{千米ドル}	100.00	特殊鋼製品などの輸入・販売
寧波山陽特殊鋼製品有限公司	321,510 ^{千中国元}	88.96	特殊鋼製品の加工・販売(素形材関係)

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	主要製品または役務
鋼材事業	特殊鋼鋼材、特殊鋼鋼管、金属粉末製品
素形材事業	型鍛造品、熱間転造品、冷間転造品、旋削品、鋼管切断品
その他事業	情報処理サービス

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名称	所在地
本社・本社工場	兵庫県姫路市
東京支社	東京都中央区
大阪支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
広島支店	広島県広島市

(注) 平成22年5月1日以降の東京支社の所在地は、東京都江東区であります。

② 子会社

区分	会社名	所在地
国内	陽鋼物産株式会社	兵庫県姫路市
	サントク精研株式会社	千葉県市原市
	山特工業株式会社	兵庫県姫路市
	サントクテック株式会社	兵庫県姫路市
	サントクコンピュータサービス株式会社	兵庫県姫路市
海外	SKJ Metal Industries Co., Ltd.	タイ サムットプラカーン県
	P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州
	SANYO SPECIAL STEEL U. S. A., INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク州
	寧波山陽特殊鋼製品有限公司	中華人民共和国 浙江省

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
鋼材事業	1,862 ^名	△ 26 ^名
素形材事業	711	△ 42
その他事業	77	△ 1
全社（共通）	78	△ 4
計	2,728	△ 73

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	12,558 ^{百万円}
株式会社みずほコーポレート銀行	12,440
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,096
中央三井信託銀行株式会社	2,900
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

167,124,036株（自己株式5,715,891株を含む）

(2) 株主数

18,836名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
新日本製鐵株式会社	24,256 ^{千株}	15.03 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,380	7.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,786	7.30
山陽特殊製鋼共栄会	8,154	5.05
日本精工株式会社	7,470	4.63
株式会社三井住友銀行	5,696	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,889	2.41
株式会社みずほコーポレート銀行	3,642	2.26
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,108	1.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,849	1.77

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式5,715千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式(5,715,891株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成22年3月末時点)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤原信義		記載すべき事項はありません。
専務取締役	岸本耕司	研究・開発センター、技術企画管理部および品質保証部を総括。素形材事業部および粉末事業部の各業務につき担当役員を補佐	陽鋼物産株式会社代表取締役社長
専務取締役	桐山哲夫	営業企画管理部、軸受営業部、自動車・産機営業部、特品営業部、海外営業部、特殊材料事業部および素形材事業部を担当。東京支社長を委嘱	記載すべき事項はありません。
専務取締役	児玉和哉	生産管理部、設備部、製鋼部、条鋼製造部および鋼管製造部を総括。安全防災室、環境管理部およびスラグ製品事業室を担当。総括安全衛生管理者および防災管理者を委嘱	同上
常務取締役	藪木清	大阪支店、名古屋支店、広島支店および九州営業所を担当	同上
常務取締役	塚本裕	システム企画室を担当。経営企画部長を委嘱	同上
常務取締役	田中延幸	生産管理部、設備部、製鋼部、条鋼製造部および鋼管製造部を担当。副総括安全衛生管理者および防災管理者補佐を委嘱。安全防災室および素形材事業部の各業務につき担当役員を補佐	同上
常務取締役	木村弘明	総務部、監査部および調達部を担当。人事・労政部長を委嘱	同上
常務取締役	中村秀樹	寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長兼総経理	寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長兼総経理
常務取締役	磯本辰郎	研究・開発センターおよび品質保証部を担当。技術企画管理部長を委嘱	記載すべき事項はありません。
取締役	水田克巳	調達部長を委嘱	同上

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	富永真市	東京支社副支社長を委嘱。併せて営業全般の業務および粉末事業部の業務につき担当役員を補佐	記載すべき事項はありません。
取締役	西濱 渉	生産管理部長を委嘱	同上
取締役	柳谷彰彦	粉末事業部長を委嘱	同上
常勤監査役	重森哲二		同上
常勤監査役	堤 晴 兒		同上
常勤監査役	佐々木 英之		同上
監査役	吉井 毅		太平工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査役佐々木英之氏および吉井 毅氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役吉井 毅氏は、新日本製鐵株式会社において、財務・経理部門の部長および役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成22年4月1日付で以下の取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧
田中延幸	生産管理部、設備部、製鋼部、条鋼製造部および鋼管製造部を担当。副総括安全衛生管理者、防災管理者補佐および60T連続铸造設備建設本部本部長を委嘱。安全防災室および素形材事業部の各業務につき担当役員を補佐	生産管理部、設備部、製鋼部、条鋼製造部および鋼管製造部を担当。副総括安全衛生管理者および防災管理者補佐を委嘱。安全防災室および素形材事業部の各業務につき担当役員を補佐
木村弘明	総務部および監査部を担当。人事・労政部長および調達部長を委嘱	総務部、監査部および調達部を担当。人事・労政部長を委嘱
中村秀樹	素形材事業部の業務につき担当役員を補佐。寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長兼総経理	寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長兼総経理
磯本辰郎	研究・開発センターおよび品質保証部を担当。技術企画管理部長および60T連続铸造設備建設本部メンバーを委嘱	研究・開発センターおよび品質保証部を担当。技術企画管理部長を委嘱
水田克巳	スラグ製品事業室および監査部の各業務につき担当役員を補佐	調達部長を委嘱
西濱 渉	スラグ製品事業室長を委嘱。併せて山特工業株式会社への業務移管につき生産部門担当役員を補佐	生産管理部長を委嘱

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区分		人数	報酬等
取締役	社内	14名	353
	社外	—	—
	計	14名	353
監査役	社内	2名	45
	社外	2名	28
	計	4名	73
合計		18名	427

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度末現在の取締役は14名、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役報酬には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額39百万円（うち賞与13百万円）は含まれておりません。
4. 当事業年度における役員賞与引当金繰入額はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 佐々木英之氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

記載すべき事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当社は、当事業年度において13回の取締役会を開催いたしました
が、同氏は全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っており
ます。

(イ) 同氏の意見により変更された事業方針

記載すべき事項はありません。

(ロ) 監査役会への出席状況および発言状況

当社は、当事業年度において8回の監査役会を開催いたしました
が、同氏は全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っており
ます。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第37条第2項において、社外監査役との間で当社に対
する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定め
ております。

これに基づき、同氏は当社と当該責任限定契約を締結し、同氏が社
外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合に
おいて、同氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条
第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠
償責任を負い、当該限度額を超える部分については、免責されること
としております。

② 監査役 吉井 毅氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

太平工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と太平工業株式会社との間には資材購入等の取引関係があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当社は、当事業年度において13回の取締役会を開催いたしました。同氏はそのうち12回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(イ) 同氏の意見により変更された事業方針

記載すべき事項はありません。

(ウ) 監査役会への出席状況および発言状況

当社は、当事業年度において8回の監査役会を開催いたしました。同氏は全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第37条第2項において、社外監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、同氏は当社と当該責任限定契約を締結し、同氏が社外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、同氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負い、当該限度額を超える部分については、免責されることとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(注) 当社の重要な子会社のうち、在外子会社2社（SKJ Metal Industries Co.,Ltd. および寧波山陽特殊鋼製品有限公司）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名称	報酬等の種類	報酬等の額
あずさ監査法人	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金額に消費税等は含まれておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額につきましては、会社法上の監査業務に係る報酬と金融商品取引法上の監査業務に係る報酬とを明確に区分しておりません。

(4) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任し、または会計監査人の解任を株主総会の付議議案とするよう取締役会へ請求するほか、取締役会においても、監査役会の同意に基づき、会計監査人の解任を株主総会に付議することとしております。

また、会計監査人の監査方針および監査実績、ならびに継続監査年数等を勘案し、会計監査人の不再任が妥当と判断した場合は、取締役会は監査役会の同意に基づき、会計監査人を不再任とするほか、監査役会においても、会計監査人を不再任とするよう取締役会へ請求することとしております。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法をはじめとする関係法令の定めに基づき、平成18年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に向けた基本方針を以下のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念である「信頼の経営」を体現すべく、「CSR経営」を推進する。「CSR経営」の前提はコンプライアンスであり、法令および定款に基づいて定めた「企業行動指針」および「企業行動倫理規程」などの社内規程の順守を徹底する。

また、法令および定款に基づく職務執行を确实なものにするため、コンプライアンス教育の実施、内部監査や内部通報制度などコンプライアンスのチェック体制の強化・充実を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に基づいて文書または電磁的媒体に記録し、適正に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険を回避し、または顕在化した損失の危険に迅速かつ的確に対応するための社内規程およびマニュアルなどについて、その整備状況および管理・推進体制を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役が効率的に職務を執行できるよう取締役会において各取締役が指揮すべき担当部門を予め設定するとともに、取締役会規則およびその他の社内規程を必要の都度および定期的に確認することにより、決裁基準および部署ごとの分掌業務が常に明確な状態を維持する。

また、経営の重要な意思決定を効率的に行うため、経営会議をはじめ、意思決定に至るまでの審議を行う各種会議体を設置する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対して、企業行動指針や内部通報制度などコンプライアンスのための諸規程・諸制度の整備とその実行を求めるなど企業集団が一体となって業務の順法性を確保する体制の強化・充実を図る。

また、企業集団としての業務の適正を確保するため、必要な社内規程を整備するとともに、その維持・管理に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する使用人を配置するなど組織面および人事面から、監査役の職務を補助する体制を整備するとともに、その維持・管理に努める。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助する使用人は、監査役または監査役会の指示に従ってその職務を行う。

また、当該使用人の人事異動は、監査役会の意見を尊重して行い、当該使用人の人事評価については、監査役会からの求めに応じて、評価理由などを開示することとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、監査役から報告を求められた事項およびその他監査役の監査に関係のある重要事項について、監査役に報告する体制を整備するとともに、その維持・管理に努める。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査の実効性をより高めていくため、代表取締役と監査役との定期的会合を行うなど適正かつ円滑な情報交換の機会の確保に努める。

当社では、内部統制システムを業務の適正性、財務報告の信頼性などの一層の向上を図るためのものと位置づけており、同システムの構築を通じて、法令および定款に適合した職務執行をより確実なものにしてまいりたいと考えております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「社会からの信頼」、「お客様からの信頼」、「人と人との信頼」の3つを柱とする「信頼の経営」を経営理念に掲げ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上に取り組んでおります。高品質の特殊鋼づくりと社会との融和を通じて、豊かで文化的な社会の実現に貢献すること、鋭敏な感覚で需要家の皆様のニーズをとらえて迅速・的確に行動すること、従業員一人ひとりが“創造する喜び”と働きがいを実感できる企業風土であり続けることは、企業としての社会的責任であると同時に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上につながるものであるとの認識であります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の考え方を十分に理解し、将来にわたって当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上を指向する者でなければならないと考えております。

従って、当社は、第三者による当社株式の大量買付け行為等により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれることを防ぐため、当該第三者が順守すべき大量買付け行為等に係る適正なルールを事前に定めておく必要があると考えます。すなわち、当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案（買収提案）がなされた場合には、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様が委ねられるべきと考えており、株主の皆様が買収提案について必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行えるようにすることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

② 取組みの具体的な内容の概要

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループ全体の企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため、3ヶ年毎に中期連結経営計画を策定し、その達成に向けて、グループ一体となって諸施策に取り組んでおります。

また、当社は、社会から常に必要とされる企業であり続けるため、中期連結経営計画に基づく施策の実行に際しては、企業市民の一人としての社会的責任を自覚し、着実にそれを果していくことにより、企業としての経済性と社会性を両立させてまいりたいと考えております。

イ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、平成19年4月27日開催の取締役会において、当社の買収を試みる者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール」の導入を決議いたしました。この適正ルールは、当社取締役会が代替案を含め、買収提案の妥当性を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案の内容とこれに対する当社取締役会による代替案等との比較を行い、それぞれにより実現される当社の企業価値および株主共同の利益を十分に理解したうえで適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすること、加えて、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうこととなる悪質な株券等の大量買付けを阻止することを目的としたものであります。

具体的には、当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）がいる場合に、買収提案が適正ルールに定める要件（必要情報および検討期間）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否に関し直接判断を下す仕組みとなっております。新株予約権の無償割当ては、①買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、②買収提案者が裁判例上悪質と特定された4類型のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと判断される（国際的評価を得ている法律事務所および投資銀行の助言等に基づく）場合、③株主の皆様が新株予約権の無償割当てに賛同した場合に限られます。

なお、当社は、適正ルールに定めた見直し検討条項に基づいて、適正ルールの修正を行うことを平成22年3月31日開催の取締役会において決議し、内容を公表しております。

当該適正ルールは、当社ホームページ(<http://www.sanyo-steel.co.jp/>)に掲載しております。

③ 上記取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記の適正ルールは、買収提案がなされた場合に、対抗措置（新株予約権の無償割当て）を発動するか否かについて、必要な情報と相当な検討期間に基づいて株主の皆様判断していただくためのルールおよび手続きを定めたものであります。この適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を株主の皆様委ねることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上を図るものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上のことから、当社取締役会は、適正ルールが上記①の基本方針に沿うものであると判断しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化に努めるとともに配当可能利益を拡大することにより、株主の皆様への利益還元を行うことを基本方針としております。配当につきましては、期間業績に応じた利益配分を基本としつつ、配当性向および「企業価値向上」のための投資等への所要資金などを勘案して、株主の皆様のご期待に応えたいと考えております。連結業績に応じた利益配分の指標としては連結配当性向20%程度、単独配当性向30%程度を基準といたしますが、当面は企業価値向上のための基盤強化と財務体質改善が最優先課題であることから、連結配当性向15～20%程度、単独配当性向20～30%程度と、基準に比べ、やや抑制した水準を目安とさせていただき、中間期末および期末の剰余金の配当を実施することといたします。

7. 会社の状況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	88,292	流 動 負 債	55,479
現金及び預金	12,061	支払手形及び買掛金	10,723
受取手形及び売掛金	37,627	短期借入金	32,595
商品及び製品	6,436	未払法人税等	84
仕 掛 品	15,649	未 払 金	6,146
原材料及び貯蔵品	10,488	未 払 費 用	4,219
繰延税金資産	4,099	賞与引当金	1,358
未収還付法人税等	894	そ の 他	350
そ の 他	1,084	固 定 負 債	17,838
貸倒引当金	△ 50	長期借入金	15,400
固 定 資 産	71,440	繰延税金負債	251
<u>有形固定資産</u>	<u>57,516</u>	退職給付引当金	1,193
建物及び構築物	13,377	役員退職慰労引当金	106
機械装置及び運搬具	33,588	債務保証損失引当金	196
土 地	7,080	環境対策引当金	376
建設仮勘定	2,537	そ の 他	313
そ の 他	931	負 債 合 計	73,317
<u>無形固定資産</u>	<u>862</u>	(純資産の部)	
<u>投資その他の資産</u>	<u>13,061</u>	株 主 資 本	84,159
投資有価証券	9,283	資 本 金	20,182
長期貸付金	301	資 本 剰 余 金	22,594
繰延税金資産	357	利 益 剰 余 金	43,123
前払年金費用	2,224	自 己 株 式	△ 1,740
そ の 他	1,330	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,852
貸倒引当金	△ 436	その他有価証券評価差額金	2,351
		為替換算調整勘定	△ 499
		少 数 株 主 持 分	403
		純 資 産 合 計	86,414
資 産 合 計	159,732	負 債 純 資 産 合 計	159,732

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成21年 4月1日
至 平成22年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		95,516
売 上 原 価		90,422
売 上 総 利 益		5,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,039
営 業 損 失		3,946
営 業 外 収 益		1,149
受 取 利 息 及 び 配 当 金	144	
そ の 他	1,004	
営 業 外 費 用		835
支 払 利 息	553	
そ の 他	281	
経 常 損 失		3,632
特 別 利 益		35
投 資 有 価 証 券 売 却 益	35	
特 別 損 失		666
固 定 資 産 除 売 却 損	249	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	148	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	0	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	66	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	196	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		93
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,762
少 数 株 主 損 失		10
当 期 純 損 失		2,584

連結株主資本等変動計算書

(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	20,182	22,592	45,869	△ 1,726	86,918
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 161	—	△ 161
当期純利益	—	—	△ 2,584	—	△ 2,584
自己株式の取得	—	—	—	△ 23	△ 23
自己株式の処分	—	1	—	9	10
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の 変動額合計	—	1	△ 2,745	△ 14	△ 2,758
平成22年3月31日残高	20,182	22,594	43,123	△ 1,740	84,159

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年3月31日残高	181	△ 488	△ 306	416	87,027
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 161
当期純利益	—	—	—	—	△ 2,584
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 23
自己株式の処分	—	—	—	—	10
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	2,170	△ 11	2,159	△ 13	2,146
連結会計年度中の 変動額合計	2,170	△ 11	2,159	△ 13	△ 612
平成22年3月31日残高	2,351	△ 499	1,852	403	86,414

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

陽鋼物産(株)、サントク精研(株)、山特工業(株)、サントクテック(株)、
サントクコンピュータサービス(株)、SKJ Metal Industries Co., Ltd.、
P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA、
SANYO SPECIAL STEEL U.S.A., INC.、
寧波山陽特殊鋼製品有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法適用関連会社の名称

Advanced Green Components, LLC

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、SKJ Metal Industries Co., Ltd.、P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA、SANYO SPECIAL STEEL U.S.A., INC.および寧波山陽特殊鋼製品有限公司の決算日(12月31日)を除き、すべて3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、上記4社とも12月31日現在の計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、各会社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

連結子会社については、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、その所要見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の支払利息

(ハ) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機目的の取引は行っておりません。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとと比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によりしております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

II. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	4,957百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,403百万円
土 地	4,594百万円
有 形 固 定 資 産 そ の 他	9百万円
計	13,965百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	16,400百万円
--------------------	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 159,514百万円

3. 保証債務

下記会社等の借入金に対し、保証を行っております。

Advanced Green Components, LLC	367百万円
従 業 員	78百万円
計	445百万円

4. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高 124百万円

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普 通 株 式	167,124,036株
---------	--------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(単位：百万円)

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	161	1円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月8日

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金を調達し、一時的な余資は短期的な預金等で運用しております。

受取手形および売掛金にかかる顧客の信用リスクは、販売規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金および設備投資資金であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。なお、デリバティブは、主に借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	12,061	12,061	—
(2) 受取手形及び売掛金	37,627	37,627	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	8,144	8,144	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,723)	(10,723)	—
(5) 短期借入金	(32,595)	(32,595)	—
(6) 長期借入金	(15,400)	(15,514)	△ 114
(7) デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(*) 負債で計上されているものについては、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(⑦②参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価については、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 583 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	532円88銭
2. 1 株当たり当期純損失	16円01銭

貸 借 対 照 表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	84,662	流動負債	56,283
現金及び預金	10,840	支払手形	26
受取手形	4,397	買掛金	10,924
売掛金	33,288	短期借入金	30,500
製品	4,391	1年内返済予定の長期借入金	1,000
仕掛品	15,234	未払金	6,215
原材料及び貯蔵品	8,504	未払費用	4,116
前払費用	51	未払法人税等	69
繰延税金資産	3,819	未払消費税等	22
短期貸付金	2,178	前受金	35
未収入金	1,142	預り金	2,228
未収還付法人税等	803	賞与引当金	1,088
その他	8	その他	56
固定資産	70,466	固定負債	17,320
有形固定資産	53,657	長期借入金	15,400
建物	9,993	長期未払金	304
構築物	2,330	繰延税金負債	105
機械及び装置	30,952	退職給付引当金	783
車両運搬具	344	債務保証損失引当金	350
工具、器具及び備品	857	環境対策引当金	376
土地	6,666		
建設仮勘定	2,513		
無形固定資産	548	負債合計	73,604
ソフトウェア	478		
その他	70	(純資産の部)	
投資その他の資産	16,260	株主資本	79,183
投資有価証券	6,580	資本金	20,182
関係会社株式	3,950	資本剰余金	22,594
関係会社出資金	1,472	資本準備金	(17,593)
長期貸付金	1,215	その他資本剰余金	(5,000)
長期前払費用	575	利益剰余金	38,147
前払年金費用	2,224	利益準備金	(2,698)
その他	705	その他利益剰余金	(35,448)
貸倒引当金	△ 465	特別償却準備金	94
		固定資産圧縮積立金	2,023
		別途積立金	24,600
		繰越利益剰余金	8,731
		自己株式	△ 1,740
		評価・換算差額等	2,341
		その他有価証券評価差額金	2,341
		純資産合計	81,525
資産合計	155,129	負債純資産合計	155,129

損 益 計 算 書

(自 平成21年 4月 1日
至 平成22年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		91,026
売 上 原 価		86,670
売 上 総 利 益		4,355
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,709
営 業 損 失		4,353
営 業 外 収 益		960
受 取 利 息 及 び 配 当 金	221	
そ の 他	739	
営 業 外 費 用		781
支 払 利 息	508	
そ の 他	272	
経 常 損 失		4,174
特 別 利 益		65
投 資 有 価 証 券 売 却 益	35	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	29	
特 別 損 失		789
固 定 資 産 除 売 却 損	285	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	148	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	0	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	350	
税 引 前 当 期 純 損 失		4,897
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		23
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,802
当 期 純 損 失		3,118

株主資本等変動計算書

(自 平成21年 4月 1日
至 平成22年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	資 本 金 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金				利 益 剩 余 金 合 計
					特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金		
平成21年 3月 31日 残高	20,182	17,593	4,999	22,592	2,698	33	1,814	24,600	12,280	41,427
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	74	—	—	△ 74	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△ 14	—	—	14	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—	279	—	△ 279	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△ 70	—	70	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 161	△ 161
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 3,118	△ 3,118
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	—	60	209	—	△ 3,549	△ 3,279
平成22年 3月 31日 残高	20,182	17,593	5,000	22,594	2,698	94	2,023	24,600	8,731	38,147

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年 3月 31日 残高	△ 1,726	82,476	179	179	82,655
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△ 161	—	—	△ 161
当期純利益	—	△ 3,118	—	—	△ 3,118
自己株式の取得	△ 23	△ 23	—	—	△ 23
自己株式の処分	9	10	—	—	10
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	2,161	2,161	2,161
事業年度中の変動額合計	△ 14	△ 3,292	2,161	2,161	△ 1,130
平成22年 3月 31日 残高	△ 1,740	79,183	2,341	2,341	81,525

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、その所要見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の支払利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	4,320百万円							
構	築	物	636百万円						
機	械	及	び	装	置	4,402百万円			
車	両	運	搬	具	1百万円				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	9百万円
土	地	4,594百万円							
計		13,965百万円							

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	16,400百万円
--------------------	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 154,269百万円

3. 保証債務

下記会社等の借入金等に対し、保証を行っております。

P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA	80百万円
SANYO SPECIAL STEEL U.S.A., INC.	300百万円
寧波山陽特殊鋼製品有限公司	830百万円
従業員	78百万円
計	1,289百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	9,867百万円
長期金銭債権	1,321百万円
短期金銭債務	6,399百万円

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売	上	高	14,400百万円
仕	入	高	12,849百万円
営業取引以外の取引による取引高			1,333百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	5,715,891株
------	------------

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、退職給付信託設定損等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、退職給付信託設定益、固定資産圧縮積立金等であります。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	事業年度末残高
陽鋼物産(株)	所有 直接 100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売	12,384	売掛金	6,152
サントクテック(株)	所有 直接 100.00%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	200	短期貸付金 長期貸付金	1,272 758

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、事業年度末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 製品の販売については、市場価格等を勘案して価格交渉の上、一般的な取引条件と同様に決定しております。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

VIII. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	505円09銭
2. 1株当たり当期純損失	19円32銭

独立監査人の監査報告書

平成 22年 5月 6日

山陽特殊製鋼株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 柳 澤 秀 樹 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 英 明 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山陽特殊製鋼株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山陽特殊製鋼株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22年 5月 6日

山陽特殊製鋼株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 柳 澤 秀 樹 ①
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 英 明 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山陽特殊製鋼株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告6(2)に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

山陽特殊製鋼株式会社 監査役会

常勤監査役 重 森 哲 二 ⑩

常勤監査役 堤 晴 児 ⑩

常勤監査役（社外監査役） 佐々木 英 之 ⑩

監 査 役（社外監査役） 吉 井 毅 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査体制の一層の強化を目的として、監査役の定員を5名以内から6名以内に増員するとともに、常任監査役を定めることができるようにするため、現行定款第30条および第33条について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(現行定款と対比させて記載いたしております。)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(監査役の定員) 第30条 当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。 (常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 〈新 設〉	(監査役の定員) 第30条 当社の監査役は、 <u>6</u> 名以内とする。 (常勤監査役および常任監査役) 第33条 〈現行どおり〉 <u>2. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u>

第2号議案 取締役13名選任の件

現在の取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	藤原信義 (昭和20年1月22日)	平成9年6月 新日本製鐵㈱取締役財務部長 平成12年4月 同社取締役建材事業部長 平成13年4月 同社常務取締役棒線事業部長、建材事業部長 平成14年4月 同社常務取締役厚板事業部長、棒線事業部長 平成15年4月 同社常務取締役 平成17年4月 同社代表取締役副社長 平成19年4月 同社取締役 当社顧問 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	74,000株
2	桐山哲夫 (昭和23年3月31日)	平成5年6月 新日本製鐵㈱室蘭製鐵所工程業務部長 平成6年6月 同社室蘭製鐵所製品技術部担当部長 平成8年7月 同社新素材事業部金属箔応用商品部長 平成10年11月 当社大阪支店長付 平成11年6月 当社大阪支店長 平成12年6月 当社取締役大阪支店長 平成16年6月 当社常務取締役大阪支店長 平成17年6月 当社常務取締役東京支社長 平成19年6月 当社専務取締役東京支社長 現在に至る	58,000株
3	塚本裕 (昭和24年2月25日)	平成13年7月 新日本製鐵㈱営業総括部部長 平成16年4月 同社海外事業企画部部長 平成17年9月 当社入社 当社参与 平成17年10月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成22年1月 当社常務取締役経営企画部長 現在に至る	26,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	田中延幸 (昭和23年10月8日)	昭和47年4月 当社入社 平成9年6月 当社条鋼製造部長 平成14年1月 山特精鍛(株)代表取締役社長 平成16年6月 当社参与素形材事業部長 平成17年1月 当社参与 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成20年7月 当社常務取締役生産管理部長 平成21年4月 当社常務取締役 平成22年4月 当社常務取締役60T連続鋳造設備 建設本部本部長 現在に至る	34,000株
5	木村弘明 (昭和27年6月22日)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社経営企画部長 平成17年6月 当社取締役経営企画部長 平成20年6月 当社常務取締役人事・労政部長 平成22年4月 当社常務取締役人事・労政部長、 調達部長 現在に至る	29,040株
6	中村秀樹 (昭和26年2月4日)	昭和50年4月 当社入社 平成9年4月 当社CS技術部長 平成11年4月 当社生産管理部部長 平成11年6月 当社生産管理部長 平成14年1月 当社条鋼製造部長 平成17年6月 当社参与条鋼製造部長 平成18年6月 当社取締役条鋼製造部長 平成19年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長兼総経理	43,000株
7	磯本辰郎 (昭和27年10月7日)	昭和53年4月 当社入社 平成13年1月 当社技術研究所長 平成14年6月 当社研究・開発センター長 平成16年6月 当社技術管理部長 平成18年6月 当社参与技術管理部長 平成19年6月 当社取締役技術管理部長 平成21年6月 当社常務取締役技術管理部長 平成22年4月 当社常務取締役技術企画管理部長、 60T連続鋳造設備建設本部メンバー 現在に至る	30,122株
8	水田克巳 (昭和26年5月18日)	昭和49年10月 当社入社 平成11年6月 当社調達部長 平成14年6月 当社調達部プロ・スタッフ 平成16年6月 当社調達部長 平成19年6月 当社参与調達部長 平成20年6月 当社取締役調達部長 平成22年4月 当社取締役 現在に至る	38,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
9	富永真市 (昭和30年3月12日)	平成15年4月 新日本製鐵(株)棒線事業部棒線営業部長 平成20年10月 当社参与 平成21年3月 当社参与東京支社副支社長 平成21年6月 当社取締役東京支社副支社長 現在に至る	12,000株
10	西濱 渉 (昭和30年10月4日)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 当社鋼管製造部長 平成21年4月 当社生産管理部長 平成21年6月 当社取締役生産管理部長 平成22年4月 当社取締役スラグ製品事業室長 現在に至る	16,000株
11	柳谷彰彦 (昭和30年6月22日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社粉末事業部開発営業部長 平成21年4月 当社粉末事業部長 平成21年6月 当社取締役粉末事業部長 現在に至る	14,000株
12	榮山博之 (昭和28年5月1日)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社特品営業部長 平成17年6月 当社軸受営業部長 平成21年4月 当社大阪支店長 平成21年6月 当社参与大阪支店長 現在に至る	16,000株
13	小林正治 (昭和34年10月13日)	昭和58年4月 当社入社 平成17年6月 当社営業管理部長 平成18年4月 当社営業企画管理部長 現在に至る	2,000株

- (注) 1. 現在、当社の取締役である候補者の当社における担当は、「事業報告」(7～8頁)に記載のとおりであります。
2. 候補者中村秀樹氏は、寧波山陽特殊鋼製品有限公司の董事長兼総経理を兼務しており、当社は同社の金融機関からの借入金に対する債務保証等を行っております。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、監査体制の一層の強化を図るため、監査役2名を増員いたしたく、その選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	芝尾 信二 (昭和32年1月22日)	平成17年4月 新日本製鐵(株)広畑製鐵所電磁鋼板工場長 平成19年4月 同社広畑製鐵所生産技術部長 平成21年4月 同社執行役員広畑製鐵所長 現在に至る (重要な兼職の状況) 新日本製鐵(株)執行役員広畑製鐵所長	0株
2	村上 雅俊 (昭和15年6月1日)	昭和59年4月 グローリー(株)総務部長 昭和60年6月 同社取締役総務部長 平成元年6月 同社常務取締役総務部長 平成12年6月 同社専務取締役貨幣処理システム事業本部長 平成18年7月 同社特別顧問 平成19年7月 同社顧問 平成22年3月 同社解嘱	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 芝尾信二、村上雅俊の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 芝尾信二氏につきましては、同氏が新日本製鐵(株)で培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、当社監査体制をより一層充実していただけるものと期待し、社外監査役候補者とするものであります。
 村上雅俊氏につきましては、同氏がグローリー(株)で培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、当社監査体制をより一層充実していただけるものと期待し、社外監査役候補者とするものであります。
 4. 芝尾信二、村上雅俊の両氏の選任が原案どおり承認可決されますと、当社は両氏との間でそれぞれ、社外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負うこととする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
山陽特殊製鋼株式会社 講堂

- 交 通
- JR姫路駅南口から車で約20分
 - 山陽電鉄飾磨駅から徒歩で約20分
 - 姫路バイパス姫路南ランプから南へ約4 km

会場付近略図

